

中島村復興推進計画

平成27年5月20日変更

平成26年12月15日

福島県中島村

1. 計画の区域

中島村全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらし、本村でも震度6弱が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路等のインフラに大きな被害が生じた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、飛散した放射性物質による風評被害が発生し、産業全体に深刻な影響が及んでおり、製造業の製造品出荷額は震災前と比較すると43.4%減少し、従業員数は30.9%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済や村民生活に不安を生じている状況にある。

このような中で、本村では平成24年度に作成した「中島村第5次総合振興計画」に基づく基本計画の施策において「雇用を創出し地域を活性化させるため、企業誘致を推進する」ことを掲げており、本村の中核的産業を担う企業の設備投資を支援することによって、地域産業の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用の確保と創出、地域経済の再生を促進するため、本村の製造業における中核産業である金属製品製造業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本村に立地予定の株式会社 D'LAEP（以下「対象事業者」という。）が、中島村大字滑津字白ツ子において、金属フェンス塗装工場を整備するために必要な資金をダイテック株式会社を通じて貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村における金属製品製造業は、本村の製造業における従業員数第3位の中核的産業である。また、本事業は、本村の金属製品製造業において従業者数の21%を占める対象事業者が実施するものであり、施設の設備投資規模は対象事業者の年間の減価償却費と比較しても大規模であることから、本村の金属製品製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、製造業の核となる金属製品製造業の増強を行うことは計画の目標に掲げた「地域産業の活性化と雇用機会の創出」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三井住友銀行、株式会社徳島銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者及び隣接する工業団地内にある金属加工業者との連携により完成された製品は、金属フェンス販売国内約4割のシェアを誇る大手企業を通じ、復興を目指す福島県を含む東北地方に販路拡大が期待されている。

このため、当該計画の実施により対象事業者の生産が開始されることで、関連する産業の活性化につながるとともに、雇用の確保及び創出が図れることから、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、中島村、中島村商工会、福島県、株式会社三井住友銀行、株式会社徳島銀行、対象事業者を構成員とする中島村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。